



- 一 申請のあった年月日  
平成二十年五月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人KKKS臨床プロテオミクス研究会
- 三 代表者の氏名  
菊池 義公
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県所沢市大字荒幡東内手百十一番地一号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、プロテオミクス解析を通して、女性の疾患、特にがんの早期診断を可能にすること、および妊娠合併症の病因を明らかにすることにより、その研究成果をもって、女性の健康と福祉に貢献することを目的とする。

埼玉県告示第六百七十二号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年五月十三日

埼玉県知事 上田 康 司

- 1 調達内容
  - (1) 購入等件名及び数量  
埼玉県防災情報システム基本計画策定業務 一式
  - (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 履行期間  
契約締結の日から平成20年9月30日(火)まで
  - (4) 履行場所  
埼玉県危機管理防災部消防防災課が指定する場所
  - (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき物品等競争入札参加資格者名簿に登録され、業種区分が「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 公告日から開札日までの期間に、物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づき指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 公告日から開札日までの期間に、埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づき指名除外措置を受けていない者であること。
- (5) 平成20年4月1日前の過去5年間に国又は地方公共団体が実施した防災情報総合システム構築業務を受託し、納入した実績を有する者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県危機管理防災部消防防災課応急対策・訓練担当 加藤 孝之 電話048-830-3180(直通)
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
公告日から平成20年5月15日(木)までの間、(1)の交付場所において交付する。
- (3) 入札説明会の場所及び日時  
ア 場所  
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎3階災害情報連絡室  
イ 日時  
平成20年5月16日(金)午後2時
- (4) 入札・開札の場所及び日時  
ア 場所  
(3)アに同じ。  
イ 日時

平成20年5月30日(金) 午前10時

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に、入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を所定の期日までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、入札書を指定の日時及び場所に提出しなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県告示第六百七十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)第十五条の二の五第一項の規定により産業廃棄物処理施設変更許可申請書が提出されたので、同条第二項において準用する法第十五条第四項の規定により次のとおり告示し、当該申請書及び法第十五条の二の五第二項において準用する法第十五条第三項の当該産業廃棄物処理施設の変更が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、埼玉県知事に生活環境の保全上の見地からの意見を提出することができる。

平成二十年五月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
レンゴー株式会社

大阪府大阪市福島区大開四丁目一番一八六号

代表取締役社長 大坪 清

二 変更に係る産業廃棄物処理施設の設置の場所

埼玉県八潮市大字西袋字川西一四二番一 外百三十三筆

三 変更に係る産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七

条第三号、第八号及び第十三号の二に規定する焼却施設

四 変更に係る産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず

五 申請年月日

平成二十年二月二十五日

六 縦覧場所及び時間

縦 覧 場 所	縦 覧 時 間
埼玉県県民生活部県政情報センター	午前九時から午後五時まで
埼玉県環境部産業廃棄物指導課	午前九時から午後四時三十分まで
埼玉県越谷環境管理事務所	午前九時から午後四時三十分まで
八潮市環境経済部環境課	午前九時から午後四時三十分まで

草加市市民生活部廃棄物資源課	午前九時から午後四時三十分まで
足立区環境部環境保全課	午前九時から午後四時三十分まで
足立区立中央図書館	午前九時から午後四時三十分まで
足立区立花畑図書館	午前九時から午後四時三十分まで

七 縦覧期間

平成二十年五月十三日から同年六月十三日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)

八 意見書の記載事項

イ 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ロ 意見書を提出する理由

ハ 生活環境の保全上の見地からの意見

九 意見書の提出期間

平成二十年五月十三日から同年六月二十七日まで

十 意見書の提出方法

持参又は郵送(平成二十年六月二十七日消印有効)

十一 意見書の提出先

埼玉県越谷環境管理事務所(郵便番号三四三〇八一三 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目二番八二号)

埼玉県告示第六百七十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年五月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール川口キャラ

川口市前川一の一の十一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名変更

(変更前)

イオン株式会社 代表執行役 岡田 元也

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 他七九社

(変更後)

イオン株式会社 代表執行役 岡田 元也

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 他一一四社

ハ 変更年月日

平成二十年四月二十八日

二 届出年月日

平成二十年四月二十八日

二 縦覧期間

平成二十年五月十三日から平成二十年九月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年五月十三日から平成二十年九月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第六百七十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。



平成二十年五月十三日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ八潮

八潮市大字大瀬字稗田八百二十二の一 外

## ロ 変更の概要

設置者の代表者変更

(変更前) 大和リース株式会社

代表取締役社長 梶本 六夫

(変更後) 大和リース株式会社

代表取締役社長 森田 俊作

## ハ 変更年月日

平成二十年四月一日

## ニ 届出年月日

平成二十年四月二十八日

## 二 縦覧期間

平成二十年五月十三日から平成二十年九月十六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十年五月十三日から平成二十年九月十六日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年五月十三日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

加須駅前店舗ビル

加須市中央一丁目二百七十二の二他

## ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 図面省略 収容台数 二〇七台

(変更後) 位置 図面省略 収容台数 一八七台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口五箇所 位置 図面省略

(変更後) 出入口四箇所 位置 図面省略

## ハ 変更年月日

平成二十年十二月二十九日

## ニ 届出年月日

平成二十年四月二十八日

## 二 縦覧期間

平成二十年五月十三日から平成二十年九月十六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

東部地域振興センター

利根地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十年五月十三日から平成二十年九月十六日まで

ロ 意見書提出先  
埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第六百七十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年五月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマ南越谷店

越谷市南町二丁目三番一号 ほか

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時から午後九時まで

(変更後) 午前九時から午後十時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三十分から午後九時三十分まで

(変更後) 午前八時四十五分から午後十時十五分まで

ハ 変更年月日

平成二十年五月一日

ニ 届出年月日

平成二十年四月二十八日

二 縦覧期間

平成二十年五月十三日から平成二十年九月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年五月十三日から平成二十年九月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第六百七十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、小林土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十年五月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	榊原啓二	南埼玉郡菖蒲町大字小林一三七七
同	吉崎恒	同 同 一三七四の二
同	長谷川豊次	同 同 一三三三
同	原昌男	同 同 二六七六
同	島田久己	同 同 二四四七の一
同	島田進	同 同 二八二一
同	藤浪重男	同 同 二八六八
同	原敏夫	同 同 二八八五
同	吉崎準	同 同 三〇四四
同	加村安男	同 同 二九八〇
同	嘉村和也	同 同 二二八八
同	飯塚厚一	同 同 上栢間三九八六
同	小沢信義	同 同 三七七二
同	萩原信一	同 同 三一六二
同	岡田光市	同 同 三二九六

理事	三須忠一	南埼玉郡菫蒲町大字下栢間二八〇九
同	藤村喜一	同 同 一九八二
監事	藤浪昭	同 同 小林一三六一の三
同	長谷川孝志	同 同 二五八八
同	平井正	同 同 下栢間二六一一
二退任		
職名	氏名	住所
理事	関根幸一	南埼玉郡菫蒲町大字上栢間二八三二
同	長谷川修	同 同 小林一三七〇
同	原昌男	同 同 二六七六
同	島田一郎	同 同 二五八七
同	小沢一義	同 同 上栢間三七七二
同	長谷川安彦	同 同 小林二六三八
同	吉崎恒	同 同 一三七四の二
同	長谷川豊次	同 同 二二三三
同	藤浪重男	同 同 二八六八
同	原敏夫	同 同 二八八五
同	松本富雄	同 同 三〇九三
同	吉崎準	同 同 三〇四四
同	島田勝造	同 同 二三八二
同	萩原平作	同 同 上栢間三八一五の一
同	渡辺喜一	同 同 下栢間二六七八
同	藤村達雄	同 同 二七一八
同	嶋田秀夫	同 同 二〇七四
監事	長谷川勇	同 同 小林二七八八
同	榊原啓二	同 同 一三七七
同	萩原利治	同 同 上栢間三二二〇の一

埼玉県告示第六百七十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水

流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第

三 開発区域に含まれる地域の名称

一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたとので、告示する。

平成二十年五月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇七―二三―一

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

さいたま市見沼区大字片柳字飛地二九五二―二、外三筆、同所大字山字高野原九七一―一、外一七筆、同所大字片柳字西一、外一六筆、同所大字御蔵字小ヶ谷戸六二二、外四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三八九立方メートル

浸透効果量 〇・〇〇四立方メートル

ル毎秒

埼玉県告示第六百八十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年五月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年八月二十四日

指令杉整第一九〇〇九五〇号

二 検査済証番号

平成二十年五月七日第八号

北葛飾郡鷲宮町桜田五丁目一三一―一 幸手市香日向二丁目一〇一四―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都板橋区蓮根三丁目二〇番七号

藤倉化成株式会社

取締役社長 鷲野 襄治

埼玉県告示第六百八十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年五月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年十二月十日

指令杉整第一九〇一一三一号

二 検査済証番号

平成二十年五月七日第九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷲宮町大字鷲宮字外穴辺二

一一五、二一一六、二一一七―一、二

一一七―五、二二一八―一、二二一九、

二二二〇、二二二一、二二二二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久喜市東三丁目三番五号

有限会社 東ハウジング

代表取締役 吉野 武

北葛飾郡鷲宮町西大輪一五九八番一

有限会社 美登ハウジング

代表取締役 山中 美登留

埼玉県川越県土整備事務所長告示第五十号  
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の五第二項の規定により  
 同法第八十六条の二第一項の規定による認定を取り消したので、次のとおり公告す  
 る。

平成二十年五月十三日  
 埼玉県川越県土整備事務所長 大石 正 孝

取消番号	認定取消年月日	対 象 区 域	既認定番号	既認定年月日
第一三二号	平成二十年四月二十四日	埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘三丁目一七九一―一二、一六、一八、一 二九	第一四三三号	平成十五年九月二日

埼玉県川越県土整備事務所長告示第五十一号  
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第二項の規定により認定  
 したので、対象区域等を次のとおり公告する。

平成二十年五月十三日  
 埼玉県川越県土整備事務所長 大石 正 孝

認定番号	認定年月日	対 象 区 域	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
第一三〇号	平成二十年四月二十四日	埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘三丁目一七九一―一二、一六	川越県土整備事務所

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七  
 十号  
 平成二十年四月七日  
 第一九〇一六八〇号

田中 陽一

都市計画法(昭和四十三年法律第百  
 号)第三十六条第三項の規定により、次  
 の開発行為に関する工事が完了したの  
 で、公告する。

埼玉県教委告示第二十七号  
 埼玉県文化財保護条例(昭和三十年埼玉県条例第四十六号)第三十二条第二項の  
 規定により、次の表に掲げる埼玉県指定史跡は平成二十年三月二十八日をもって指  
 定を解除された。

平成二十年五月十三日  
 埼玉県東松山県土整備事務所長  
 比企郡小川町大字青山一―三  
 八五―一、一一九五―三

亀井清司

比企郡小川町大字青山一―三三九

一 許可番号

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県教育委員会委員長 高橋 史朗



種類	名称及び員数	所在地	地域
史跡	松山城跡 一件	比企郡吉見町大字北吉見及び南吉見	別図のとおり
史跡	小倉城跡 一件	比企郡ときがわ町大字田黒嵐山町大字遠山小川町大字下里	別図のとおり
史跡	杉山城跡 一件	比企郡嵐山町大字杉山	別図のとおり





埼玉県指定史跡小倉城跡 史跡指定範囲



発行日

毎週  
火曜日・金曜日

購読料金

一年四万三千四百円  
(郵便料金を含む)

発行者

埼玉  
さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一  
〇四八―八二四―二二一(代表)

埼玉県観光ホームページアドレス  
<http://www.pref.saitama.lg.jp/A01>  
/BA00/kenpouhome/fr\_top.htm

印刷所

関東図書株式会社  
さいたま市南区別所三―一―〇  
〇四八―八六―二二九〇(代表)



埼玉県指定史跡松山城跡 史跡指定範囲

